

規制・制度改革に関する分科会・
第2ワーキンググループ（エネルギー）合同会合
議事概要

1. 日時：平成24年3月26日（月）16:30～17:23

2. 場所：永田町合同庁舎第1共用会議室

3. 出席者：

（委員）岡素之（分科会長）、大室康一（分科会長代理）、安念潤司、大上二三雄、
翁百合、川本裕子、佐久間総一郎、各分科会委員
伊東千秋、伊藤敏憲、金谷年展、松村敏弘、各第2WG委員

（政務）岡田副総理、中塚副大臣

（事務局）館規制・制度改革担当事務局長、宮本行政刷新会議事務局次長、高島参事官、
小村参事官

4. 議題：

（開会）

○第2ワーキンググループ（エネルギー）の取りまとめについて

（閉会）

5. 議事概要：

○岡分科会長 それでは、「規制・制度改革に関する分科会」を開催いたします。

皆様方には御多忙の中、御出席いただき、誠にありがとうございます。

なお、川本委員が若干遅れて御出席されます。また、中塚副大臣も若干遅れて御出席されることになっております。

本日は、議事次第にございますとおり、第2WG（エネルギー）の取りまとめについて御報告、御議論をいただく予定でございます。

開会に当たりまして、本日、御出席いただいております岡田副総理から、一言御挨拶いただければと思います。よろしく申し上げます。

○岡田副総理 この会、初めての出席でございます。今日は、大変お忙しいところありがとうございます。

エネルギーの規制改革の問題は、私は固定価格買取りと並んで特に自然エネルギー分野については、自然エネルギーを入れていくための「車の両輪」だと考えております。そういった具体的な分野について、今回、特に集中して規制改革の実を上げようということで、今まで御議論いただいてまいりましたことを心から感謝申し上げたいと思います。

政務レベルも含めた各省庁との交渉も、こういう時代ですから、むしろ積極的に規制改革をして自然エネルギーを導入していこうと各省庁もお考えいただいて、かなり前進を見

たと自画自賛ではないのですが、思っているところでございます。

是非、今日、最終的に御議論いただいて、1つの成果としてしっかりとアピールしていきたいと。日経新聞か何かに既に1面トップで出ておりましたが、是非、今日おまとめいただきたいと考えております。

なお、それ以外の様々な規制改革についても、これを皮切りに強力に進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○岡分科会長 ありがとうございます。それでは、議事に入ります。

第2WGについては、昨年12月に設置し、議論を行ってまいりましたが、今般、第2WGで扱ったエネルギー分野の規制・制度改革の報告書が取りまとまりましたので、その内容を事務局より説明していただきます。

まず、報告書（案）冒頭の第2WG（エネルギー）における改革の方向性について、事務局より説明願います。

○小村参事官 説明させていただきます。

この説明の中で一連して使いますものが、この報告書（案）でございます。

2枚開いていただいて、改革の方向性ということで記載しておる部分について御説明申し上げます。改革の方向性につきましては、最終的に府省の合意に至った文面とは別に、分科会としての考え方を明らかにしておくため、担当WGの委員の方におまとめいただいているものでありまして、第2クールから作成しております。今回は、基本認識、改革の視点、狭義の改革の方向性と3部の構成としていただいております。簡潔にまとめていただいております。

基本認識については、昨年の3月11日の東日本大震災の発災から、電力供給力不足の状況にあること。そして、これらを契機として、現在、エネルギー政策の大きな転換点を迎えており、政府内でも様々な見直しが進められていることなどをまず記載いただいております。

続いて、WGとして政府内の様々な見直しと連携を図ること。安定的な電力供給確保などのために、本年7月1日に施行される予定の固定価格買取制度なども見据えて、再生可能エネルギーの普及促進に向けた更なる改革を進めていくことが記載されております。それが1番目の基本認識の部分でございます。

続きまして、改革の視点の部分でございますが、改革の視点では、供給側の規制・制度改革、需要家側の規制・制度改革、3つ目といたしまして、双方向なエネルギー需給システムや環境整備と、3分野を掲げております。次の改革の方向性の記載とそれぞれ対応する形で整理させていただいております。

改革の方向性の中身について御説明申し上げます。

1枚めくっていただきまして、改革の方向性、第一の視点として、「供給サイドのイノベーション」では、新産業育成、東日本大震災の被災地における復旧・復興に資するものであり、固定価格買取制度と規制・制度改革が車の両輪となって導入が加速するよう、再生

可能エネルギーの促進に重点的に取り組むということなどを記載しております。

第二の視点とした「需要サイドのイノベーション」では、エネルギー消費の総量のみならず、特に計画停電時等話題になりました、ピーク抑制、ピーク時間帯のシフトが重要であること。運輸部門のエネルギー効率の向上やリサイクルの重要性、需要家側の創エネ・蓄エネなどの取組や、料金等の仕組みの多様な選択肢を確保すべきであることを記載しております。

また、こういった新しい取組を行っている分野については、我が国産業が国際的に市場をけん引していく期待も非常に大きいものでございますので、企業や参入を増やすよう、積極的な規制緩和を行うべきということも記載させていただいております。

第三の視点として、「双方向なエネルギー需給システムと競争環境の整備」として、需要家の電力使用量情報など、より幅広い情報の開示を進めることや既存制度の見直しなどでエネルギー市場全体で競争メカニズムが働く環境整備に努めるべきとこのことを記載させていただいております。

以上でございます。

○岡分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局の説明につきまして、御意見、御質問がございましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、議事を進めさせていただきます。報告書（案）の「規制・制度改革事項（案）一覧」に移ります。まず最初に、1～39番の項目、再生可能エネルギー関連につきまして、事務局より説明願います。

○小村参事官 事務局より説明します。

お手元の今、会長からお話がありましたものが、先ほどの改革の方向性から更にもう一枚めくっていただきますと、「規制・制度改革事項（案）」というものが番号とともに記載されている表になってございます。この番号のうち、1～39番までが再生可能エネルギーということとなっておりますので、こちらの方の説明をさせていただきます。

まず、太陽光関連ですが、番号で言いますと1番目の項目になります。売電用の発電施設に対する工場立地法の適用除外、同施設の環境施設への算入の見直しを行うという内容でございます。

現在、売電用は生産施設となり規制対象。自家消費用は環境施設算入という取扱いになっておりまして、ある意味ではそごを来していたわけですが、この改定により、いわゆるメガソーラー建設に際してパネルを効率的に設置することが可能になりますし、売電用発電事業者に対する既存工場の屋根貸しなどの新しいビジネスモデルが可能になることとなります。

続いて、風力発電関連、番号で言いますと少し後ろの方になりますが、29番、30番という記述になります。保安林における許可要件・基準の見直しでございます。

これは保安林転用に係る指定解除の中で、指定理由の消滅に関する要件というものがご

ざいます。この中で、例えば用地事情等という項目で「他に適地を求めえない」という要件があります。事業者から見ると、一体どこまで調べなければいけないのかということにもなりますため、こういった要件を明確化していただくということ。

さらには、作業許可の基準に関しても、工事のために必要となる道路部分などの幅に柔軟な対応をしていただくということ。これらを、判断を行う都道府県に広く周知していただく内容となっております。

続いて、3つ目でございます。小水力発電関連でございます。これは番号でいいますと、18番と後ほど20番という項目にも触れさせていただきます。

現在、水利使用区分という許可の区分は、例えば黒部ダムとか大規模なダムと小水力発電、名前のおり小さなものの場合であっても大臣許可になっております。小水力は現在、地方自治体等で地域での取組が非常に進んでおりまして、許可についても、地方での取組を後押しできるよう、より地方に近い形で見直しを行っていただくのが本件でございます。

また、20番でございますが、従属発電という既許可の水利権の範囲の中で、例えば農業用水路の中で許可水利権の範囲で行う発電がございます。こういったものの発電については、現在、許可制となっておりますが、これを登録制ということで導入していただくこととなります。

更に続けて、バイオマス発電でございますが、廃棄物の適正処理の観点から、廃棄物かどうかという判断については、現在、非常に厳格に行われております。燃料が廃棄物であるということになりますと、燃料の運搬も発電に伴う焼却等に関しても事業免許が必要になりますし、施設や手順についても廃棄物に関する所定の法手続を踏まなければならないということになります。

廃棄物かどうかという判断に関して、「有価性」というものが1つの重要なメルクマールとなつてございますが、これまではちょっと難しいのですけれども、例えば1円の燃料を2円で輸送した場合には、有価性が認められないという状況にございまして、最終的には廃棄物となるという状況にございました。これについて、番号でいいますと24番でございますが、専門的にはこういったケースを「逆有償」と呼んでおりますが、今回はこの場合にも、バイオマス発電事業者が占有者となった時点以降において、廃棄物に該当しないことを明確化すべく、検討を行っていただくということになりました。

こういった明確化がなされれば、バイオマス発電に用いることができる燃料の範囲が広がって、より広域から安価な燃料にて発電が行えるようになるものと考えております。

最後に、再生可能エネルギーの普及促進全体に関することでございます。番号では33番、34番でございます。系統の接続に関する情報開示の件です。

再生可能エネルギーの発電事業者は電力会社が保有する送配電網を有効利用する必要がありますが、立地などの検討を含めて、当初の計画の段階から負担なく速やかにある程度広範な範囲の送配電網の情報を必要としておりますので、これまでの方法を改めて、例えば閲覧のようなより広い形の情報開示を行っていただきたいということでもあります。

また、これら接続に係る申請手続についても、より簡素化、迅速化することが34番でございます。

以上が発電形態ごとの代表例となります。時間の関係から、御説明は以上とさせていただきます。

○岡分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

佐久間委員、どうぞ。

○佐久間委員 非常に多くの項目にわたって取り組んでいただきまして、ありがとうございます。

1つ、非常に単純な質問なのですがすけれども、実施時期にいろいろな書き方がされている。これは当然意味があってそういう整理をされているのだと思うのですが、「平成24年度措置」というものと「平成24年度上期措置」、「平成24年度早期措置」、「平成24年度速やかに措置」と、こういうものがあるのですが、これは一番早いものは「平成24年度上期措置」というのが一番デッドラインが早く来るという理解で、速やかにというものは、逆にそれより遅いと、そういう意味があると理解してよろしいのでしょうか。

一番遅いものは、やはり「平成24年度措置」、つまり平成25年の3月31日までに遅くともやるということだと思しますので、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○岡分科会長 お願いします。

○小村参事官 幾つかこういう記載となっておりますけれども、御指摘のように、一番早いものは早期措置というものが一番早いもの。これらは手続的にも非常に簡易なものでありますので、行動を起こしやすいであろうということで「早期措置」という言葉になっております。

あと、時期の区切りでいいますと、平成24年上半期、24年度ではなくて24年上半期というものがございます。これは6月までということですので、順番的にはその次になるろうかと思えます。

同様に「7月までに」という再生可能エネルギーとの法律との関係で、そこまでのものを求めているものがございまして、これらが次順位以降来ようかと思えます。

御指摘のあった「速やかに措置」という部分は、前段に例えば「結論を得次第」等々の前段のものがあまして、前の行為に合わせて続けて速やかに措置を取るということで、このような記載とさせていただいております。中身については、極力早期に措置することがよろしいわけですがすけれども、事案の中身とか前段の検討等々を含めまして、府省と調整させていただいた結果ということでございます。

以上です。

○岡分科会長 佐久間委員、よろしいですか。

○佐久間委員 ありがとうございます。

○岡分科会長 他いかがでしょうか。

大室分科会長代理、どうぞ。

○大室分科会長代理 短期間に取りまとめられ、大変な御苦勞があったと思います。御尽力に感謝いたします。1つ質問ですが、前半の項目については、ほとんどが行政に関する規制を緩めるという観点ですが、コストなど、結構大きな問題を抱えるのが、系統接続の問題です。これは私の認識が間違っているかもしれませんが、経済産業省ではなく、各電力会社が対処すべき課題であろうと思います。

ですから、系統接続の問題については、行政ではなく電力会社に対して緩和要請を求めるのが筋ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○岡分科会長 お願いします。

○小村参事官 御指摘のように、今、こちらから説明させていただきました例えば33番とか34番、系統接続に関する情報開示の件なども、これは電力会社が集まってつくっております社団法人が対象先になります。ただ、我々とすれば政府としての政策的な取組でございますので、これらも府省側からきちっと関係団体とお話をさせていただく。その中に事業者の視点も要望も入れていただいて、対応いただくということで進めていただきたいと思います。府省を対象先とさせていただきます。

○大室分科会長代理 分かりました。

○岡分科会長 よろしいですか。副総理、どうぞ。

○岡田副総理 先ほど、全体の時期の話がありましたが、今日、御了解いただければ閣議決定をすることになります。その際に、今、いろいろ時期が書いてあるものについて、政府としても内閣府が四半期ごとに進捗状況を確認して、各府省は早期に措置するように努めるということをして閣議決定の中に明記することにしておりますので、これが本当にちゃんと前に進むかどうか、3か月ごとにチェックさせていただきたいし、必要に応じてこの分科会で御相談して、駄目なところはお尻をたたくということで進めてまいりたいと思っております。

○岡分科会長 ありがとうございます。他いかがですか。

では、この最初の部分はよろしいですか。では、2つ目に移る前に、中塚副大臣が今、御到着されましたので、一言御挨拶をお願いします。

○中塚副大臣 もう副総理の御挨拶に尽きていると思いますので、本日まで、本当に今日、お出ししている件についてはお世話になりましたが、引き続き、今、副総理からございましたとおり、フォローアップもしていかなければならぬと思っておりますので、御指導、よろしくをお願いします。

また、この件につきましても、御意見を頂ければと思っております。

○岡分科会長 ありがとうございます。

それでは、議事を続けます。

次に、項目40～77番の電力システム改革関連につきまして、事務局より説明いただきま

す。よろしく申し上げます。

○小村参事官 御説明します。

縦の表でいきますところの 40～77 番までが、電力システム改革に関連する改革事項となります。

まず、40 番の火力発電所リプレースに係る環境アセスの配慮書手続の迅速化に始まりまして、これはかなり事業者の要望も踏まえて専門的、大小様々なものがございまして、個々というよりは全体についての説明に代えさせていただきたいと思っております。

改革の方向性にもございましたけれども、現在、政府全体で電力システム等の見直しを行っておりますので、これらと併せて検討していただきたいものも非常に多くありまして、そういったものも事業者側からの要望としていろいろ検討していただくということで対象にしております。

内容としては、事業者の事業の範囲ですとか一般電気事業者の送配電網など、既存の施設の利用、共用などの手続、その際の料金などの負担の在り方。一般電気事業者などが持つ情報の公開。スマートメーターなど双方向として情報処理ができる機器の導入促進に関するもの。あと、市場における競争促進策の検討など、それぞれ 2～3 項目ずつそういったものが内容として入っているという状況でございます。

一部、この中で記載の仕方として、検討を開始する、というものが幾つか見られると思いますが、これらについては、同じような体裁で「電力システム改革全体の検討の中で、予断なく総合的に検討を進める。23 年度開始、結論を得次第措置」ということで、幾らか後ろの方がぼやっとしているように見受けられるかも分かりませんが、これらは全て国の電力システム改革の全体の流れの中で、併せて整理していきたいということでございますので、そういった趣旨でお含みおきいただければと思います。

以上です。

○岡分科会長 ありがとうございます。

本件につきまして、御質問、御意見がございましたら、お願いいたします。

今の小村さんの説明の最後の部分ですけれども、政府の方の会議がまだ結論が出ていないと私は了解しているのですが、それが出たら、それをベースに担当省庁の方で可及的速やかにいろいろな方向を出してくれることを期待しているのですけれども、それが出ていないがゆえに、この表現を見ると、みんな何となくぼやっとした表現になっているのかなと理解しているのですが、小村さん、そういう理解でよろしいですか。

○小村参事官 この部分については、幾らか全体の方向性と併せた検討になりますので、右左ということが明確に書けていない部分がありますが、問題意識そのものについては、全て改革の方向性として、当初に紹介したものを情報公開で全て明らかにしておりますので、経済産業省を初めとする府省の方も、その部分については含んでいただいて、様々な検討の中で各論点に盛り込んで検討いただくということになってございますので、そういったことでお許しいただければと思います。

○岡分科会長 ありがとうございます。

それを踏まえまして、御意見、御質問はございますか。よろしゅうございますか。

それでは、議事を進めさせていただきます。最後になりますけれども、78～103 番のその他、省エネ、技術基準等について、事務局より説明お願いいたします。

○小村参事官 こちらにつきまして、78 番から最後の 103 番まででございます。こちらも時間の関係からかいつまんで説明させていただきます。

まず、78～81 番までの 4 項目につきましては、これらについて住宅・建築物の省エネ基準、制度に関する見直しでございます。

続いて、82～85 番、これはリチウムイオン電池などの蓄エネや地域分散型エネルギーの容量などに関する規制の見直しとなっております。特にリチウムイオン電池に関しましては、昨年 7 月 22 日にこちらの分科会での決定を踏まえて閣議決定させていただいたリチウムイオン電池の消防法上の見直しが先行してなされておまして、その見直しを経て、次に建築基準法の見直しの検討を行おうというものでございます。

86～94 番につきましては、ガス、コージェネ、熱供給などのその他のエネルギーに関連しまして、保安基準等々の見直しというものでございます。

95～101 番までが、国際基準整合なども含めまして、自動車関連の基準ということになってございます。特に 101 番につきましては、「超小型モビリティの走行緩和」ということで、かなり新しい乗り物に関する技術的な検討を行っていただくということで、こういったものも含めて入れております。

102 番、103 番につきましては、全くその他ということで、2 項目、入れさせていただいております。

以上でございます。

なお、WG の開催概要と WG の構成員につきまして、末尾に添付させていただいております。WG 開催概要につきましては、各回の WG を記載してございますが、これ以外にもフォローアップヒアリングですとか、検討会ですとか各省との調整、折衝に関しましても、委員の皆様が多々御支援をいただきました。ありがとうございます。

事務局からは、以上でございます。

○岡分科会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。よろしゅうございますか。

御質問がないようでございますので、次にいきます。

次に、この本件の取りまとめに御尽力いただきました第 2 WG の委員の皆様方に、一言ずつ御感想を含めまして、御発言いただきたいと思いますので、よろしく願います。勝手ながら、私の方から指名させていただきますので、その順番でお願いいたします。

最初に安念委員、お願いいたします。

○安念委員 今日、何とか成案を提示することができまして、皆様方の御協力、御指導に

心から御礼申し上げます。

実は、先ほど小村参事官から御説明いただいた各項目、それ自体はそれほど目新しいものがあるわけではなくて、何年も前から問題としてはみんなが意識していたものでございますが、今般、電力情勢その他もございまして、例年よりはかなり進みました。その間、事務当局はもちろんのこと、当分科会の各委員、更に第2WGの委員としてお願いいたしました専門家の先生方にも、非常な御尽力をいただきました。

特に、最後の政務折衝で最後の詰めをやるわけですが、ここでは中塚副大臣が非常な戦闘力を発揮していただきまして今までにない前進が見られたと存じます。

私は本来、政務折衝にも陪席しなければならなかったのですが、ちょっと家庭の事情でできなくなってしまいまして、結局、私がない方が良かったのではないかという感じを持ちました。

本当にありがとうございました。

○岡分科会長 ありがとうございました。

続きまして、大上委員、お願いいたします。

○大上委員 私、前回の分科会でこのタイミングでこの規制緩和ができなければ、一体いつできるのかという非常に悲観的なメッセージを投げさせていただいた記憶がございます。それはWGの中での各省折衝の過程で、相当に抵抗が大きかったことを実感しておりますので、そういうことを言わせていただきました。改めてこうやって措置というものが、もう3年規制・制度改革をやっておりますけれども、ここまできれいに措置というものが並んだ、以前のものは検討開始とか検討を念頭に議論とか、そういうものが非常に多かったように記憶しております。こういう結論を得たということは、改めて政治の力というものを実感いたします。これは各国民あるいは事業者も、発表されたら大変このことには驚きと喜びを感じるのではないかと思います。

改めて進めていくに当たっては、いろいろ細かな問題も出てくるでしょうし、そういうところを遅滞なく拾っていくようなこともやっていただきたい。

規制・制度になっていない部分で、地域独占のエネルギー事業者がある意味好意でやっている、あるいはその影響力でやりたいことがやれずに佇んでいる地域の事業者という人たちがございます。そういった明文化されていないガラスの規制・制度のようなものもございまして、そういうところにもこれから推進に当たっては目配りをしていただきたいと思っております。

最後に、産業政策との関係で、今回、前文の中に「産業の成長戦略に貢献する規制・制度改革」という内容を、特に私が主張して書き込んでいただきました。今、いろいろ改めてこの問題を調べて見ますと、ガスコジェネだとか中小規模の発電機、こういうものはヨーロッパ、アメリカが主流で、日本製はほとんど駄目です。国内のマーケットをとっているだけです。燃料電池や蓄電池はかろうじてシェアを持っていますし、技術的には一日の長があるようですが、こういうものもうかうかしているとすぐにやられてしまう。今のよ

うな様々な規制がかかった仕様の燃料電池や蓄電池では、駄目だという感覚を持っています。

今回、規制・制度が外れたのはその一歩だと思いますけれども、そこから更にそういった産業政策を推進していくような動きを、是非政府の皆さんにやっていただきたい。エレクトロニクスやそういう産業の轍を踏まないように、ここはしっかりとやっていただきたいと思っております。

以上です。

○岡分科会長 ありがとうございます。

続きまして、富士通の伊東委員の方からお願いいたします。

○伊東委員 ありがとうございます。

昨年の大震災以来、産業界は大変厳しい状況でございます。私自身は経団連の産業政策部会を取りまとめさせていただいておりますけれども、従来の五重苦に加えて、電力の供給の問題と価格の問題について非常に大きな懸念が出ております。そういう電力問題というものが、国内の製造業の海外移転を促す最大の課題になっていると思っております。

こうした危機感から、このWGに参加させていただきました。今回、河川ですとか国立公園、農地、保安林といったいわゆる土地利用に関する規制は、これまでずっと長い歴史があって、通達を含めて規制がかなり屋上屋を重ねた部分があったと思うのですが、そういう面での規制の見直しに非常に大きな期待をしておりました。

一部の省庁は大変積極的な対応をされていたところもあったのですが、総じて一次回答では決していい回答は得られておりませんでした。最終的に、先ほどからございますように、中塚副大臣が政務折衝にて大変大きな改革を一気に引き出していただきまして、感謝を申し上げます。

結果として、先ほどの説明にもございましたように、再エネを推進する立場からの要望についてはかなり満額に近い答えが出たのではないかと。つまり、供給面に関しては相当踏み込んだのではないかと感じるのですが、実は産業界の懸念は供給問題だけではなくて、需要問題があります。そういう需要家から見たときの問題に関わる、どの規制かと具体的には言えませんが、そういうことについてはまだ一步踏み込めていないところがあるのかなという懸念はあります。

今回、こういうふうにご決定されたことが着実に実行されるためにも、元々この規制というものが何のためにあったのかということも含めて、情報公開を是非進めていただきたいのと、もう一つはせっかくこの規制緩和がなされたことに対して、最終的に許認可権を持ちます地方自治体の首長さんが、霞が関はいいと言っているのに駄目だということになっているということがものすごく多いという話を聞いております。その意味では、そこまで是非、許認可権を持つ方への啓もう活動というものもお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○岡分科会長 ありがとうございます。

それでは、伊藤委員、よろしく申し上げます。

○伊藤委員 ありがとうございます。

昨年度の第1、第2クールから参加させていただいておりますけれども、昨年度に比べまして、とりわけ再生可能エネルギーの導入普及拡大策に関わる分野については、今回、議論がかなり進んだと、手応えを感じたところが大きゅうございました。

今回、私は中塚副大臣の介添えということで幾つかの省庁にお伺いさせていただいたわけでございます。

経産省については、当方が重要と思われる要求項目についてはほぼ満額の回答を引き出すことができましたし、環境省につきましても、昨年度から取り組まさせていただいたのですが、昨年度はほとんどゼロ回答に近かった廃棄物の処理に関しまして、大きな成果が上がっているのではないかと考えております。

ただ、一方で先ほどの土地利用に関しますお話、中でも例えば自然公園の活用に関しましては、まだなかなか有効な答えが返ってこないという実情がございまして、まだ積み残しをした部分が他にも幾つかございます。今後も検討していただけるということになっておりますので、今日の最初の副総理の言葉に非常に力強さを感じまして、四半期ごとに進捗状況をチェックして、実行を促していただけるということでございますので、今回、措置という結論が得られたものについては、確実にそれが措置され実行につながるように、検討していただけると回答していただいたものについては、きちんとした結論を引き出していただけるように、是非、力強くリーダーシップを発揮していただければ、なお幸いに存じます。

今回、非常に大きな成果をいろいろ得られましたので、参加して手応えを感じて、大変有り難く思っております。

以上でございます。

○岡分科会長 ありがとうございます。

金谷委員、お願いいたします。

○金谷委員 私自身は、今回から初めて参加させていただきました新参加者でございますけれども、実は今の伊藤委員と非常に近い感想を持っているものですから、ちょっとかぶってしまうのですが、今回、再生可能エネルギーという意味で非常に大きな成果を上げられましたし、実際に政務折衝で中塚副大臣と一緒にさせていただいて、非常に強力に交渉に臨んでいただけたという面もあり、今回、ずっと悲願だったというか全くゼロ回答で来た廃棄物逆有償問題というものは、ほぼアンタチャブルのような感じできたものに一穴が空いたとか、幾つか全然駄目だったのではないかと私自身思ってきたものが何とか一穴空いたという感想を持っております。

一方で、昔からの慣習の中で何となくするすると回答はゼロ回答でないまでも、先ほど自然公園の点がありましたけれども、回答はあったのですが、実質的に本当に進むのかというものもまだ残っておりまして、先ほど岡田副総理の方から日経新聞に1面トップで出

たと成果のあったものが出たということで、今回の発表で成果があったものが出るのもいいのですけれども、逆になぜか意味なく抵抗して、成果を出さなかったというのも記事に書いていただいたりすると、ある意味非常に効果があるのかなと思っております。

私も今後、非常に重要になってくることは、再生可能エネルギーで当然やらなければいけないことは大分いけたのですが、次は経済と環境とエネルギー・セキュリティ、この3つ全部両立できる項目のもの、先ほどのガスコジェネを初めとして、本当の意味で企業にとってコスト削減にもつながるけれども、なかなか規制改革が進まないもの。例えば、世界的な自動車の規制のハーモナイゼーションとか。実はもう一つ、私としては2020年まで住宅省エネ義務化をやるということで、もうスケジュールが出ているので、回答させていることになっているのですけれども、私は消費税前はかなり省エネ性の高い建築物というものを本来はつくっておくかどうかということが、今後の日本のエネルギーの需給にとって相当大きいのではないかという面もありますので、スピードアップさせるべきではないかと。そういったところはトータルとして最終的に日本の企業にも競争力を持たせる。特に自動車の件もそうですけれども、より戦略的なのというか、攻めの規制改革というものをこの後は是非、進めていければなと思っております。

以上でございます。

○岡分科会長 ありがとうございます。

では、松村委員、お願いいたします。

○松村委員 全ての委員が異口同音に指摘しているように、改革が予想以上に進んだという感想を私も持っております。今まで全く動かなかったところを何とか動かしたという点はあると思います。今回の成果を二重の意味で優良事例としたい。

1つは、それでもまだ動いていない規制が残っているので、今回、これだけ動かせたのだという経験を基に、もう一度、今まで動かせなかった規制を精査して、動かしていくことを考えるべきです。

もう一つは、今回、改革された部分が本当にうまくワークしたということをお話していくことによって、今後の更なる成果をうまく出していきたい。例えば地熱発電などを公園内につくるに際しては、様々な懸念が指摘されておりました。この地熱発電の件に関して新聞記事が出た直後に、環境団体が懸念を表明しています。私たちは何も日本中の国立公園、国定公園を全部掘り返して、自然を破壊したいなどは決して思っていない。

環境の保護と再生可能エネルギーの普及をバランスをとりながら両立させていきたいと思っただけです。今回、新たにできるようになった地熱発電を優良事例としてうまく誘導して、懸念はされていたけれども、いろんな対策をとった結果として、問題は起きなかったという形で、うまく今後の発展につなげていけるような、そういう優良事例をつくっていききたい。地熱に限らず風力でも小水力でも今回の規制改革で優良な事例が数多く出てくるよう、今後も注視していくべきだと思います。

別の件です。電力システム改革あるいは日本全体のエネルギー市場改革の大きなビジョ

ンがこれから出てくることになると思います。それが出てきた後で、実際にそれを生かすか殺すかは、詳細な制度設計にかかっていると思います。この詳細な制度の設計の段階になれば、この会議の今までの知見が大きく生かせるはずで、将来の細部の設計の際には、その設計が間違った方向に行ってしまうと、大きな志を殺してしまうことになりかねません。いろんな規制の弊害がどんな悲惨な結果を生んだのかということに関する知見をこの会議では十分蓄積しているので、これからの制度設計の局面で、特に詳細な制度設計に関しては、いろいろと意見を言う、あるいは出てきた案について検証する役割を果たせると思います。システム改革あるいはエネルギー全体の市場設計というところでも、今後、今までの知見が生かせるようになってくると期待しています。

以上です。

○岡分科会長 ありがとうございます。

第2WGの委員の皆様方のお話を伺いましたけれども、今日の今までの分科会の会議全体も含めまして、何か御意見なり御質問があれば、お話ししていただきたいと思います。

川本委員、お願いします。

○川本委員 ありがとうございます。

多岐にわたる分野、閣議決定をしていただいてフォローアップもきちんとしていただきたいと思います。事務局に質問ですけれども、今、WGの委員の先生方がおっしゃった積み残した分野については、価格問題、地方公共団体で縛っているもの、土地利用、自然公園というものが出ていましたが、それ以外で事務局が認識しているものがあるのかどうか、ということが1つ目です。

今、決めていただいたものをこれからやっていくのだけでも大変だと言われるかもしれませんが、その残った部分の今後の検討あるいは改革の見通しはどう考えればいいのかについて、何かあれば教えてください。

○小村参事官 今、各委員の先生からございました部分の外側で申しますと、今回、2月2日に第4回の分科会で183という項目を検討案ということで示していただいて、これに追加も含めまして189という数字になっております。

ただ、全部が全部そのまま検討のそ上に上り続けたわけではありませんで、前提とすべき事実と相違があったものとか、既存制度でできますというもの、かなり急いだ中でやってきたという経過もございましたし、最終的には統合したもの、逆に複数に整理したものがございまして、あと、今、お話にありました府省と合意に至らなかったものがあって、最終的に今回の103項目という数字になっております。

数字で幾つということは現時点で整理できていないのですけれども、主な分野として申しますと、なかなかうまく進まなかったかなという部分は、土壤汚染対策法に関する項目が数項目ございまして、これは前クールからそうなのですが、国民の健康を守るということでありまして、近年、規制強化の方向で法改正なんかが進められていて、なかなかニーズの部分と守っていく価値の部分と切り分けて整理することが我々も提案できませ

んでしたし、なかなかそういう面での事業者要望とのかい離がかなりあったなということで、数としてそれなりの数がまとまらなかったなという思いが正直ございます。

あとはCO₂の削減対策に係っての評価方法の見直しとか運用方法の見直しというものが、事業者側から幾つか挙がっていたのですけれども、これもエネルギー全体の議論を経ずしてなかなか整理できない。要するに、どういうエネルギー種別でどういう形のものを構成していくのだという国としての考え方がまずある中でということでもありますので、この部分は時期的になかなか今回、合意できなかったかなという部分であります。

また、これは3R関連の従来からの積み残しで、どちらかというと、再生可能エネルギーそのものではない部分なのですけれども、廃棄物処理に関しまして、例えばグループ内での処理をどう扱うかみたいな話。こういった部分については、特にグループ経営と個々の法人責任みたいな話は、事業をやってらっしゃる方と府省の側とで感覚論的にかかなり大きな差異があって、ほぼ真逆のような状況でありまして、なかなかこの辺もかい離があったように感じており、まとまらなかった分野かなと思っております。

工場立地法は今回、太陽光発電に関しては適用除外とか環境施設算入ということでかなり大きく進捗したのですが、事業者要望とすれば、バイオマス発電とか地域分散型のコージェネに関しても適用除外等の要望がございましたのですが、これらは原理的には火力発電同様ということで、ある段階で一定の整理をしまして、なかなか一概に当該発電形態では現時点では難しいということで、項目合意に至らなかった。

先ほどありました立地、その他いろいろ積み残しもあるのですが、おおむねこういった項目がなかなか進まなかったかなと思う分野でございます。

この後でございますけれども、今回、フォローアップをしてその上で足りないところを重ねていくというやり方を第2WGではとっていただいて、基本的には先ほど副総理からもございましたように、フォローアップしながらということが中心になっていくのかなと思っております。フォローアップする中で、新たな要望とか足りていない部分を更に上書きしながら、最終的なアウトプットをどの時点でどういう形で出していくかというのは、また御相談しながらやっていきたいと思っておりますが、今回のフォローアップをした上で、新しい部分、足りていない部分を上書きしていくというやり方を踏襲しながら、今後の進め方については、また御相談していきたいと思っております。

以上です。

○岡分科会長 ありがとうございます。

他いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本報告書を本分科会・第2WGの決定とさせていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○岡分科会長 ありがとうございます。

それでは、私の方からも一言皆さんへの御礼も兼ねてお話しさせていただきたいと思

ます。

本日、報告書を案のとおり決定させていただきました。皆様の大変な御努力の賜物だと考えております。

元々この分科会スタートのときから、この第3クールでは、エネルギー分野の規制・制度改革に関しては、政府の優先課題の中の1つであるという取上げ方をいたしまして、特にその中でもこのエネルギーについては、短時間で報告書をまとめよう、取りまとめを行おうということでやってまいりました。

そのような方針の下で、第2WGの皆様方におかれましては、大変お忙しい中、そのWG本体のみならず、過去に閣議決定した項目に関する各府省からのフォローアップヒアリングあるいは個別検討会にも御出席、御議論いただき、本当にありがとうございました。今日、皆様方のお話にもありましたように、それなりの成果が出たのではないかと評価しております。

また、政務の皆様におかれましては、閣僚懇談会で副総理から御発言いただくなど、大変なリーダーシップを発揮されたということ。また、政務協議をしていただきました中塚副大臣におかれましては、改革の具体的成果を上げるために、大変な御尽力をいただき、誠にありがとうございます。改めまして、御礼申し上げます。

また、今日の御意見の中にも多少ありましたけれども、所管省庁においても従前に増して積極的に対応していただいたようにも感じます。この点については、私自身、大変うれしく思っております。

エネルギー分野につきましては、今回の取りまとめで一区切りでございますが、先ほど副総理からもお話がございましたけれども、引き続きフォローアップして、確実に実現してもらおうということが重要だと思います。この第3クールのキーワードはフォローアップでございます。過去、閣議決定された項目についてフォローアップしようということで進めてまいりましたが、今日、ここで取りまとめましたエネルギー分野における閣議決定が行われた後には、是非、我々も更なるフォローアップのお手伝いをさせていただきたいと、かように思っております。

また、他の分野につきましても、今後取りまとめを行うことになりますので、委員の皆様方におかれましては、引き続きよろしく御協力のほどお願いしたいと思います。

私から以上でございますが、副総理、何かコメントございましたら、お願いします。
○岡田副総理 改めまして、本当に各委員に重要な役割を果たしていただき、いい結果をまとめていただきまして、本当にありがとうございました。

あとはこれをいかにPRするかということも非常に大事で、そのことを政府としてもしっかり進めていきたいと思っております。

私、規制改革は非常に重要なことだと思っておりますので、今まで閣議決定されながら、その後十分フォローアップされていないものも含めて、それぞれ見える形で、この分野、この分野ということでは是非、御議論いただいて、決めたことはちゃんとやらせるというこ

とでフォローアップしながら進めていきたいと思っております。各委員の皆様の方々の今後の更なる御尽力を心からお願い申し上げたいと思います。

本当にありがとうございました。

○岡分科会長 ありがとうございました。

それでは、最後に本報告書の取りまとめに関わる今後のスケジュール等につきまして、事務局より説明お願いいたします。

○小村参事官 今後の予定になりますが、本日のこの場での御決定を経まして、行政刷新会議へと報告させていただきたく思います。また、最終的にその報告を経て、閣議決定など政府としての取りまとめを速やかに行います。

具体的な日程については、現段階では確定しておりませんので、決まり次第、個別にお知らせし、その上で次回の分科会でも報告させていただきたく思います。

公表については、上記の様々な手続の状況の中で、タイミングを見て好機に行いたく思いますので、それまでの間は非公開との取扱いでお願いしたいと思います。

なお、公表については、本日は行わず、しかるべきタイミングで別に行う旨は、分科会終了後に事務局から記者にもお知らせいたします。何かございましたら、事務局まで御相談、御連絡いただければと思います。

以上です。

○岡分科会長 ありがとうございました。

次回の分科会の日程でございますが、4月10日火曜日15時より開催する予定でございます。よろしく申し上げます。

なお、第1WGは明日27日の午前9時半より開催いたしますので、こちらについてもよろしく申し上げます。

それでは、これにて会議を終了いたします。本日はお忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございました。